

「長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」「長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」等における長岡京市独自基準の設定について

【対象となるサービス—全サービス共通】

- ① **記録の整備**（長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第58条第3項、第80条第3項、第108条第3項、第128条第3項、第149条第3項、第177条第3項、第202条第3項及び長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第41条第3項、第65条第3項、第86条第3項）

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」では第八十七条他において、サービスの提供に係る記録を完結の日から2年間保存しなければならないと定めていますが、事業者に対して介護報酬の過払いがあった場合に、市から返還請求をする際の時効が5年とされています。このため、本来5年分の返還請求を行うべき事案でも、文書の保存が2年間とされているため、事業所に必要な書類が保存されていないといったケースが想定されます。よって、返還請求を行う際に、特に必要となる利用料に関する記録や請求に関する記録については、5年間保存すべき旨が明確になるよう規定を設けることとします。

厚生労働省令	長岡京市条例案
<p>(記録の整備)</p> <p>第八十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～八 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>1～8 略</p>

	<p><u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に際して、利用者から支払いを受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録及び地域密着型サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>
--	---

② **運営規定**（長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第55条、第73条、第101条、第123条、第146条、第169条、第187条及び長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第58条、第81条）

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」では第百二条他において、事業所が、運営規定に定めるべき項目を規定していますが、それらに加え、新たに「7 個人情報の取扱い」を設け、「五 入居に当たっての留意事項」を「5 入居及び退居に当たっての留意事項」に変更します。（「入居及び退居に当たっての留意事項」に関しては、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のみの変更）

「個人情報の取扱い」については、介護事業所においては、個人情報の中でも、その取扱いには特に注意を要するものが多く存在すると考えられるため、事業者に対してその取扱いに関する規定を設けることを義務付けるものです。

また、「入居及び退居に当たっての留意事項」については、従前、退居に際しての規定の義務付けがなかったことから、今後、入居者の重度化等の事由による退居に際して、事業者と利用者においてトラブルになるケースも想定されるため、入居の基準のみではなく、退居に関する留意事項（退居の基準、手続き等）を定めることを義務付けるものです。

厚生労働省令	長岡京市条例案
<p>(運営規程) 第百二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら</p>	<p>(運営規程) 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら</p>

い。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 利用定員 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 入居に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他運営に関する重要事項	い。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 利用定員 4 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 入居 <u>及び退居</u> に当たっての留意事項 6 非常災害対策 7 <u>個人情報</u> の取扱い 8 その他運営に関する重要事項
--	---

【対象一認知症対応型通所介護（介護予防含む）】

- ③ **協力医療機関**（長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第76条及び長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第30条）

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」では第八十三条他において、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等については、利用者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関を定めることを義務付けていますが、認知症対応型通所介護事業については、定めがありません。このため、認知症対応型通所介護事業においても、利用者の病状の急変等に備え、医療と介護の連携促進を図るために、協力医療機関を定めることを努力規定として定めることとします。

厚生労働省令	長岡京市条例案
規定なし	<u>(協力医療機関)</u> <u>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>

【対象一認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）】

- ④ **設備及び備品等**（長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第114条第2項、第6項及び長岡京市指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第75条第2項、第6項)

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」では第九十三条において、認知症対応型共同生活介護事業所が備えなければならない設備及び備品等を定めていますが、個人情報等の観点から共用スペースと事務用スペースを分離すべきであるにもかかわらず、「事務室」が規定されていません。よって、事業所が設けるべき設備として、「事務室」を加え、新たに第6項として「6 事務室は、必要な事務ができる区画とする。」の規定を設けます。

厚生労働省令	長岡京市条例案
<p>第九十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。</p> <p>2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第百四条において同じ。）を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。</p> <p>3 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。</p> <p>5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。</p> <p>2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、<u>事務室</u>、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。</p> <p>3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p><u>6 事務室は、必要な事務ができる区画とする。</u></p> <p>(以下省略)</p>